

3 『解決支援』編



(1) いじめを訴えてきた児童生徒の支援は、どのようにすればよいですか？



まずは、その児童生徒のことを全力で守りましょう。
命に関わることがあるという前提で、
細心の注意を払うことと組織で支援することが大切です。

◎「いじめ」は命に関わることから、他のどの業務よりも最優先で迅速に対応します。

《いじめ防止対策推進方》

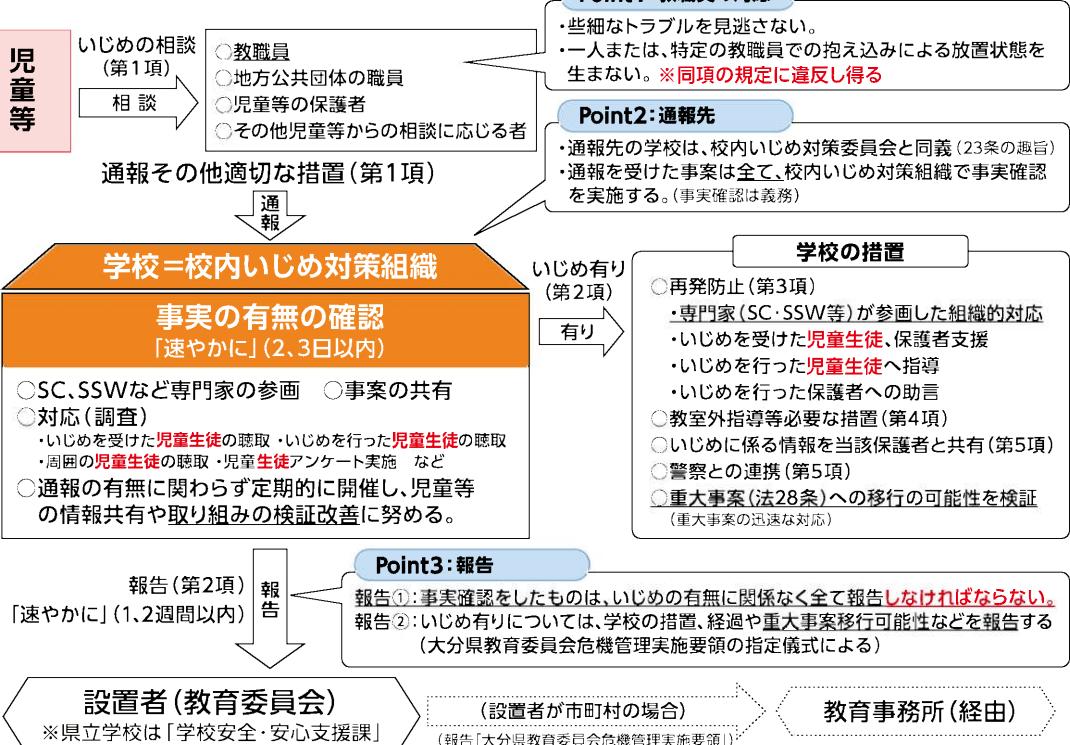
第23条の1 学校の教職員（中略）及び児童等の保護者は、児童等からいじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

第23条の2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行う為の措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

通常時の「いじめ」対応（法第23条関係）



法律違反にならぬことをずっと報告しなかつたら
学級担任が「いじめ」の訴えを聞いていたのに、



「子どもを守り通す」とは、いじめがもし継続していたらその行為を止めさせたり、深刻度の高い被害者については、登校から休み時間はもちろん下校までぴったり張り付いたりして、いじめるスキを与えないよう、徹底的な見守りを行うことです。

◎詳細は「いじめ対策、不登校支援の手引き」(平成30年3月 大分県教育委員会)を参照してください。



(2) 不登校が継続している児童生徒の支援は、どのようにすればよいでですか?



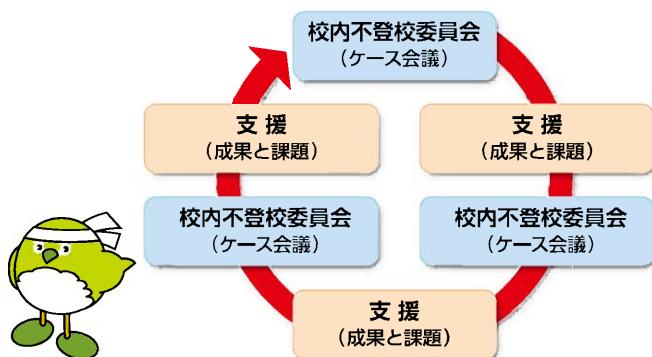
まず「児童生徒支援シート」が作成されているかを確認しましょう。作成されていなければ早急に作る必要があります。支援はそこから開始です。

◎「児童生徒支援シート」の作成と見直しをします。

右が大分県で作成された「児童生徒支援シート」です。これを作成することにより、様式1で児童生徒の現在の状況を、様式2で支援の状況を記載します。

このシートを確認すれば、不登校の要因や支援状況が人目でわかります。学級担任の情報を元に「教育相談コーディネーター」が作成します。

◎「教育相談コーディネーター」が定期的な校内委及び員会ケース会議を実施します。



校内不登校委員会は教育相談コーディネーターが運営を行い、管理職、学級担任、養護教諭、生徒指導担当者等の学校関係者はもちろん、SCやSSW等の専門スタッフの窓口となり、校内委員会及びケース会議のコーディネートを行います。

学級担任は、このケース会議に参加の上、決定された支援を行っていくことになります。

◎その児童生徒が支援を受けている関係機関や民間団体等と連携しましょう。

不登校児童生徒及び保護者を 支援する機関や団体

- ①教育支援センター
 - ②不登校親の会
 - ③フリースクール
 - ④図書館・青少年の家
 - ⑤子ども食堂等

不登校児童生徒及びその保護者を支援する動きが広がりつつあります。大分県内においても、左のような支援機関や団体が様々な支援を行っています。

最もよくないのは、どこからも支援が届かず自室に引きこもってしまうことです。自分のクラスの児童生徒がこうした機関や団体等の支援を受けている場合は、無理に学校に戻そうとせず、積極的に連携をすることがその子の社会的自立につながります。

◎詳細は「不登校児童生徒支援プラン」(平成30年3月 大分県教育委員会)を参照してください。



すべての児童生徒の『居場所』と『絆』が
ある学級づくりのために

平成30年3月

編集・発行／大分県教育庁学校安全・安心支援課

〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号

TEL:097-506-5546・5547

FAX:097-506-1800

URL <http://www.pref.oita.jp/soshiki/31450/>

E-mail a31450@pref.oita.lg.jp